

ビッグスカイ 2008-1 特定目的会社
第 1 回一般担保付 S1 号、S2 号及び S3 号特定社債
特定社債要項

本要項は、ビッグスカイ 2008-1 特定目的会社（以下「発行会社」という。）が、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号。その後の改正を含む。）（以下「資産流動化法」という。）第 5 条に規定する発行会社の資産流動化計画（平成 20 年 11 月 18 日付業務開始届出、届出番号 関東財務局長（会）第 1446 号。その後の資産流動化法第 9 条に従った変更届出による変更後の資産流動化計画を含め、以下「資産流動化計画」という。）及び平成 20 年 11 月 18 日付取締役決議に従い発行するビッグスカイ 2008-1 特定目的会社第 1 回一般担保付 S1 号特定社債（以下「S1 号特定社債」という。）、ビッグスカイ 2008-1 特定目的会社第 1 回一般担保付 S2 号特定社債（以下「S2 号特定社債」という。）及びビッグスカイ 2008-1 特定目的会社第 1 回一般担保付 S3 号特定社債（以下「S3 号特定社債」という。）（以下、以上の各特定社債を各別に以下「第 1 回各号特定社債」といい、総称して「本特定社債」という。）にこれを適用する。

尚、本要項本文において別段の定めのない限り、本要項における用語の意味は本要項別紙 1 定義集に定めるところによるものとする。

1. 特定社債総額

(1) S1 号特定社債

金 90 億円とする。

(2) S2 号特定社債

金 60 億円とする。

(3) S3 号特定社債

金 150 億円とする。

2. 本特定社債の金額

第 1 回各号特定社債いずれも、金 1 億円

3. 社債等の振替に関する法律の規定の適用

本特定社債はその全額について社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含む。）（以下「社振法」という。）第 118 条において準用する社振法第 66 条第 2 号の定めに従い、社振法の規定の適用を受けることとする旨を定めた特定社債であり、社振法第 118 条において準用する社振法第 67 条第 2 項に定める場合を除き本特定社債の特定社債券は発行しない。但し、社振法第 118 条において準用する社振法第 67 条第 2 項に規定する場合には、本特定社債の特定社債

権者（以下「本特定社債権者」という。）は発行会社に対し、本特定社債の特定社債券を発行することを請求できる。この場合、特定社債券の発行に要する費用は発行会社の負担とする。かかる請求により発行する特定社債券は無記名式利札付に限り、本特定社債権者は当該特定社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割又は併合は行わない。

4. 利 率

(1) S1号特定社債

利率は、年 1.65 パーセントとする。

(2) S2号特定社債

利率は、年 1.89 パーセントとする。

(3) S3号特定社債

利率は、年 2.40 パーセントとする。

5. 払込金額

第 1 回各号特定社債いずれも、金額 100 円につき金 100 円。

6. 払込期日

第 1 回各号特定社債いずれも、平成 20 年 12 月 19 日とする。

7. 償還価額

第 1 回各号特定社債いずれも、金額 100 円につき金 100 円。

8. 一般担保

本特定社債の特定社債権者は、資産流動化法第 128 条第 1 項本文の規定により、発行会社の財産について他の一般債権者に先立って自己が有する本特定社債に係る債権の弁済を受ける権利（いわゆる一般担保）を有する。

9. 消滅時効

本特定社債の消滅時効は、元金については 10 年、利息については 5 年とする。

10. 特定社債管理者

第 1 回各号特定社債の管理に関し、それぞれ、特定社債管理者（以下「特定社債管理者」という。）は、みずほ信託銀行株式会社とする。

特定社債管理者は、本特定社債権者のために、本特定社債に基づく支払を受け、又は債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権

限及び義務を有するものとする。特定社債管理者がかかる裁判上又は裁判外の行為をなすために要する費用については、すべて発行会社の負担とする。特定社債管理者は、本社債管理委託契約に従い本要項に定める特定社債管理者の職務を行うものとする。

本特定社債権者は、(i)本特定社債又は特定社債管理者の権限及び義務に関する本社債管理委託契約の条項上の利益並びに(ii)かかる条項に基づく特定社債管理者によるかかる権限の行使及び義務の履行による利益を享受することができる。

特定社債管理者が本要項及び本社債管理委託契約に定める特定社債管理者の職務を果たし得ない場合、又は、発行会社が資産流動化法により準用される会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）（以下「会社法」という。）の規定に従って特定社債管理者の解任を決定した場合には、発行会社は新たに特定社債管理者を選任し、本要項第24項に従いその旨公告する。また、特定社債管理者について、本社債管理委託契約に定める特定社債管理者の職務を果たし得ない場合（信託契約における受託者としての地位と利益相反（①特定社債権者が受託者に対し、信託契約上の善良な管理者の注意義務違反その他の責任追及を行う場合（かかる可能性が生じた場合を含む。）、及び②信託契約において受益者が受託者の辞任にかかる同意権又は解任権を行使する場合など。）が生じた場合を含むが、これに限られない）において、特定社債管理者は、特定社債管理者を辞任することができるものとし、かかる場合、発行会社は新たに特定社債管理者を選任し、本要項第24項に従いその旨公告する。以上の場合において、後任の特定社債管理者が選任されるまで、引き続き特定社債管理者が本社債管理委託契約上の特定社債管理者の事務を継続して行なうものとする。新たに選任された特定社債管理者についても以上と同様とする。

本社債管理委託契約の謄本は、特定社債管理者の本店に備え置き、その通常営業時間中本特定社債権者の閲覧及び謄写に供するものとする。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

11. 特定社債原簿

本特定社債の特定社債原簿（以下「特定社債原簿」という。）は、発行会社が作成する。特定社債原簿は、発行会社がかその本店に備え置き、その謄本を特定社債管理者が保有するものとする。発行会社は、本特定社債発行後、特定社債原簿に記載すべき事由が生じたとき及び特定社債原簿に記載されている事項に変更が生じたときは、遅滞なく特定社債原簿にその旨の記載を行い、これを特定社債管理者に書面により通知するものとする。

12. 発行代理人及び支払代理人

- (1) 発行会社は、みずほ信託銀行株式会社を発行代理人及び支払代理人として、本特定社債の事務並びに業務規程等に基づく本特定社債の発行代理人業務及び支払代理人業務を委託した（以下、発行代理人及び支払代理人としてのみずほ信託銀行株式会社を「発行代理人」という。）。
- (2) 発行代理人は、本特定社債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また、本特定社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係を有しない。

- (3) 発行代理人を変更する場合、発行会社はその旨を本要項第 24 項に定める方法により本特定社債権者に公告又は通知する。
- (4) 発行代理人は、発行代理人及び支払代理人として、本特定社債に関し、業務規程等に従って事務を行う。

13. 利息支払の方法及び期限

- (1) 本特定社債の利息は、平成 20 年 12 月 19 日（以下「発行日」という。）の翌日（当日を含む。）から最終償還期日（平成 58 年 1 月 15 日をいう。当日を含む。）に至るまで発生するものとする。本特定社債の利息は、直前の本特定社債の元利金支払日の翌日（当日を含む。）から本特定社債の各元利金支払日（当日を含む。）までこれを付し、平成 21 年 2 月 13 日を第 1 回とし、その後毎年毎月の 15 日（当該日が営業日でない場合前営業日とし、前営業日にその支払いを繰り上げた場合、かかる支払いの繰上げに関して利息の減額又はその他の支払いの控除は行われぬものとする。）の年 12 回、それぞれ本第 13 項及び本要項第 16 項の定めに従って支払う。
- (2) 本特定社債に対する各元利金支払日における利息は、各元利金支払日の直前の元利金支払日（第 1 回の元利金支払日については、発行日）の翌日における各本特定社債の未償還元金額に、当該利息計算期間に係る 1 通貨あたりの利子額（業務規程等に定義される 1 通貨あたりの利子額をいう。）を乗じることにより算出される金額（但し、1 円未満の端数は切り捨てる。）とする。
1 通貨あたりの利子額は、ある利息計算期間につき、1 円に当該利息計算期間に適用される本要項第 4 項に規定する適用利率を乗じて得られる額を 12 で除することにより、これを計算する（なお、小数点以下 14 位以下の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）。
- (3) 前号に規定する利息計算期間は、第 1 回の利息計算期間は発行日の翌日（同日を含む。）から平成 21 年 2 月 15 日まで（同日を含む。）とし、第 2 回以降の利息計算期間は直前の利息計算期間の最終日の翌日（同日を含む。）から翌月 15 日（同日を含む。）までとする。
- (4) 本第 13 項第(2)号第 2 文の規定にかかわらず、第 1 回目元利金支払日に係る 1 通貨あたりの利子額を計算するにあたっては、その利息計算期間の実経過日数につき、年 365 日とする日割をもってこれを計算する（なお、小数点以下 14 位以下の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）

14. 償還金額、償還の方法及び期限

(1) 元利金支払日及び償還金額

(イ) S1 号特定社債

S1 号特定社債の元本は、平成 21 年 2 月 13 日を第 1 回の元利金支払日とし、その後毎年毎月の各 15 日（当該日が営業日でない場合前営業日）に、最終償還期日に至るまで、本要項第 16 項に定めに従って償還される。但し、最終償還期日において、S1 号特定社債の元本につき、未償還元金額がある場合には、当該未償還元金額は、全て最終償還期日に償還される。

(ロ) S2 号特定社債

S2 号特定社債の元本は、平成 21 年 2 月 13 日を第 1 回の元利金支払日とし、その後毎年毎月の各 15 日（当該日が営業日でない場合前営業日）に、最終償還期日に至るまで、本要項第 16 項の定めに従って償還される。但し、最終償還期日において、S2 号特定社債の元本につき、未償還元金額がある場合には、当該未償還元金額は、全て最終償還期日に償還される。

(ハ) S3 号特定社債

S3 号特定社債の元本は、平成 21 年 2 月 13 日を第 1 回の元利金支払日とし、その後毎年毎月の各 15 日（当該日が営業日でない場合前営業日）に、最終償還期日に至るまで、本要項第 16 項の定めに従って償還される。但し、最終償還期日において、S3 号特定社債の元本につき、未償還元金額がある場合には、当該未償還元金額は、全て最終償還期日に償還される。

(2) 発行会社は、本特定社債の買入消却を行わない。

(3) 第 1 回各号特定社債の残元本額の合計額が第 1 回各号特定社債の発行日における当該金額の 10 パーセント未満となった場合、発行会社はいつでも、本特定社債権者に対して償還を希望する日（但し、第 1 回各号特定社債の元利金支払日に限る。）に先立つ 60 日以上前の事前の公告又は通知を行うことにより、経過利息その他の費用を全額支払うことを条件として、その直後に到来する第 1 回各号特定社債の元利金支払日において残存する本特定社債の残元本額の全部（一部のみは不可とする。）を償還することができる。

15. 責任財産限定特約及び強制執行申立等の制限

- (1) 発行会社による本特定社債に基づく元利金その他の債務の支払は、発行会社の総資産（以下「責任財産」という。）のみを引当としてその範囲内においてのみ行われるものとする。本特定社債権者は、最終償還期日において、発行会社の総資産が債権の支払に不足するときは、その不足額につきその債権を放棄する。
- (2) 本特定社債権者は、自らの特定社債権の満足を図るため、発行会社のいかなる財産に対しても差押え、仮差押え、若しくはその他の強制執行手続の開始又は保全命令を目的とする申立を行わないものとする。
- (3) 本特定社債権者は、発行会社又はその財産について、本特定社債を含む発行会社が発行するすべての資産対応証券に関する発行会社の債務の弁済が完了した日から 1 年と 1 日が経過するまで、破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始、その他これらに類似する倒産手続（日本法に準拠するものに限られない。）開始の申立を行わないものとする。

16. 本特定社債その他の債務支払の順序

- (1) 発行会社は、第 1 回各号特定社債の元利金支払日において、発行会社の財産をもって、本特定社債及びその他の債務の支払を行うものとする。但し、支払期日が到来し、かつ支払がなされていない SPC 費用については、発行会社は、発行会社の銀行口座の残高から随時支払うことができる。

- (2) 第1回各号特定社債の元利金支払日における第1回各号特定社債の元金及び利息の支払は、下記に従い行われ、各支払資金受渡期日（元利金支払期日の2営業日前の日をいう。以下同じ。）に支払代理人に対して支払われた発行会社の財産をもって行うものとする。
- ① 優先受益権配当原資から下記の順位に従い支払いを行う。但し、優先受益権配当原資の残高が下記の各号の支払に不足する場合には、当該不足分については発行会社の銀行口座にある優先受益権配当原資以外の残高から下記の支払を行う。
- (i) SPC 費用の支払い
- (ii) S1号特定社債に係る利息、S2号特定社債に係る利息及びS3号特定社債に係る利息の支払い
- ② 前記①記載の支払を行った後、優先受益権元本償還原資から下記の順位に従い支払いを行う。
- (i) S1号特定社債の元本額に満つるまでのS1号特定社債の元金の償還
- (ii) S1号特定社債の未償還元金額が完済した場合に限り、S2号特定社債の元本額に満つるまでのS2号特定社債の元金の償還
- (iii) S1号特定社債及びS2号特定社債の未償還元金額が完済した場合に限り、S3号特定社債の元本額に満つるまでのS3号特定社債の元金の償還
- (3) 前号にかかわらず、本要項第21項第(1)号により発行会社が本特定社債について期限の利益を喪失した場合には、第1回各号特定社債の元金、利息及び遅延損害金の支払は下記に従い、それぞれ支払の順位が先順位とされる支払が完全になされたことを停止条件としてなされるものとする。
- ① SPC 費用の支払い
- ② 支払期日が到来し、かつ支払がなされていないS1号特定社債、S2号特定社債及びS3号特定社債に係る遅延損害金及び利息の支払い
- ③ S1号特定社債、S2号特定社債及びS3号特定社債の残元本の償還
- (4) 発行会社は、支払原資となる金銭が前二号に定める同順位における支払金額に満たないときは、支払うべき金額に比例按分して支払うものとする。この場合、1円未満の端数は切り捨てる。
- (5) 本特定社債権者に対する元本及び利息の計算は、社振法及び業務規程等に従ってこれを行うものとする。当該計算の結果、元本の償還額に1,000円未満の端数が生じた場合には、当該端数は、次回の元利金支払日における優先受益権元本償還原資に加算され、利息の支払額に1円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てる。
- (6) 本特定社債権者は、第(1)号ないし第(3)号により発行会社の資産から本特定社債権者以外の者に支払われた金額について、その後に到来する第1回各号特定社債の元利金支払日における発行会社の総資産の不足を理由としてその返還を求める権利を有しないものとする。

17. 元利金支払の方法

本特定社債の元金及び利息は、社振法及び業務規程等、本要項第 25 項記載の振替機関が講じる必要な措置及び振替機関が定める振替機関の振替業の業務処理の方法等に従い支払われるものとする。

18. 本特定社債の地位

- (1) 本特定社債（いずれも利息を含む。）は、本要項に従って強制履行可能な発行会社の有効な、法的拘束力のある、直接、無条件、取消不能の債務である。本特定社債には資産流動化法第 128 条に定める一般担保が設定されており、本特定社債の特定社債権者は、資産流動化法第 128 条に従い、発行会社の財産について他の債権者に先立って自己の特定社債に係る債権の弁済を受ける権利を有する。
- (2) 本特定社債に係る特定資産は、本受益権譲渡契約に基づき発行会社が取得する、信託契約に基づく優先受益権である。
- (3) 発行会社は、本特定社債の全額が償還されるまでは、本特定社債以外の現在又は将来の債務を担保するために、発行会社の収入、財産若しくは資産の全部若しくは一部に先取特権、抵当権、質権その他の担保を設定せず、またこれを発生せしめない。

19. 発行会社の表明及び保証

発行会社は、本特定社債権者に対して、払込期日において以下の表明をなし、それが真実かつ正確であることを保証する。

- (1) 発行会社は、資産流動化法に基づき適法に設立され、有効に存続する特定目的会社である。
- (2) 発行会社は、適用法令上、発行会社関連契約（発行日までに締結を予定しているものに限る。以下、同じ。）を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行する権利能力及び行為能力を有する。
- (3) 発行会社は、発行会社関連契約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行するために、法令、定款及び社内規則に基づき要求される内部手続を適法かつ適正に完了している。また、発行会社は、本件業務開始届出を関東財務局長に対して提出し、受理されており、発行会社関連契約を締結、履行することについて、表明保証の時点までに発行会社が政府機関から取得しなければならない許認可や政府機関に対し行わなければならない届出等で未取得又は未提出のものは存しない。
- (4) 発行会社関連契約は、全て有効に締結又は作成され、発行会社につき適法、有効かつ拘束力のある契約であり、それらの各条項に従って、発行会社に対して強制執行可能である。
- (5) 発行会社を被告、債務者、被申立人その他手続の相手方又は対象として係属中の訴訟、和解、保全手続、強制執行手続、調停、仲裁、その他の司法又は行政手続は存在せず、発行会社の知る限り、それらが提起され又は開始されるおそれはない。発行会社、発行会社の資産・業務執行若しくは財務状態、

又は発行会社による本契約の履行に対して重大な悪影響を及ぼしうる訴訟、仲裁又は行政手続は係属しておらず、発行会社の知る限りその虞もない。

- (6) 発行会社は、支払不能又は支払停止の状態にはなく、発行会社について破産手続開始、再生手続開始又はその他適用ある倒産手続開始の申立ては行われておらず、かつ、いずれの原因となる事由も存在しない。
- (7) 発行会社に関し、本要項第 21 項に規定する期限の利益喪失事由は存在せず、かつ、発行会社の知り得る限り、かかる事由が生ずるおそれもない。発行会社に関し、本社債関連契約上の債務不履行事由（但し、本特定社債権者の義務違反にのみ起因するものを除く。）、契約解除事由又は期限の利益喪失事由（通知若しくは時の経過又はその両者により債務不履行事由、契約解除事由又は期限の利益喪失事由となる事由を含む。）を構成することとなる事由は存在しない。
- (8) 発行会社には取締役が 1 名いるほかは、その他の取締役は存在しない。発行会社は、役員に対し、役員報酬を除き、賞与、退職金、退職慰労金、ストックオプション、企業年金、福利厚生、その他の金品を支払う義務を一切負担しておらず、またその予定もない。発行会社には従業員がいない。
- (9) 発行会社は、本社債関連契約に基づく債務、これらの契約で予定されている債務、発行会社が日常業務に関して負担する債務、オペレーションコスト、公租公課及び本特定社債権者が事前に書面にて承認したその他の債務を除き、いかなる債務（借入、保証、買掛金、金融取引その他債務負担の原因、形式を問わない。）も負担していない。
- (10) 発行会社の特定資本金の額は金 10 万円であり、発行会社の特定社員は本法人のみである。
- (11) 発行会社は、発行会社が納税義務を負っている支払期到来済のすべての税金を支払済であり、延滞している税金はない。
- (12) 発行会社は、本信託受益権の購入、取得、保有及び売却その他資産流動化計画記載の事業のみを目的として設立された特定目的会社であって、資産流動化法第 195 条に定める付帯業務以外に何らの事業も営んでおらず、かつ、営む予定もない。また、かかる事業に付随する資産のみを保有し、本社債関連契約において明示的にその締結が企図されている契約以外の契約の当事者とはなっておらず、かつ、かかる契約の当事者となる予定もない。
- (13) 発行会社の取締役は、発行会社の破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立てその他の倒産手続開始の申立ての権利を放棄し当該申立てを行わない旨を誓約している。
- (14) 発行会社は、特定資本金の増減資、第三者との合併、組織変更又は第三者に対する事業の譲渡、賃貸又は経営委任及び第三者からの事業の譲受け等を行っておらずその予定もない。発行会社は、子会社その他の関連会社を有していない。
- (15) 発行会社は、発行会社の責任財産についての真正な法的所有者又は債権者であり、当該責任財産について、本特定社債にかかる一般担保を除き、質権その他の約定担保権を一切設定していない。

- (16) 発行会社は、引受会社のいずれに対しても、本契約の種類に属する金融商品取引契約（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号、その後の改正を含む。）第 34 条及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令 52 号、その後の改正を含む。）第 53 条第 1 号に定める契約をいう。）に関して、金融商品取引法第 34 条の 2 第 1 項に定める申し出を行っていない。

20. 発行会社の約束

本特定社債の未償還の元金及び未払利息がある間においては、発行会社は以下の各号の約束を遵守するものとする。

- (1) 資産流動化計画により許容されており、かつ、本受益権譲渡契約において許容されている場合又は本特定社債の元金支払に必要である場合を除き、本受益権譲渡契約に基づき買い受ける S1 号受益権、S2 号受益権及び S3 号受益権の全部又は一部について第三者に貸付け、譲渡し、交換又は担保に提供しない。
- (2) 資産流動化法上の特定目的会社として、その業務の遂行に必要な債務を負担せず、資産流動化計画に従って営む特定資産の流動化に係る業務及びその附帯業務（対価を得て資産流動化計画に記載された特定資産以外の資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供を行うことを除く。以下同様とする。）以外の業務を行わないものとする。
- (3) 資本の減少、第三者との間での合併、子会社の保有を行わない。
- (4) 本受益権譲渡契約及びこれに関連する契約、合意及び証書上の相手方の一切の義務を履行させるために必要な行為をすべて行う。
- (5) 発行会社の資産は本要項に規定する方法によってのみ使用されることとし、本要項第 16 項に規定するもの以外の用途に使用しない。
- (6) 資産流動化計画に従って営む特定資産の流動化に係る業務及びその附帯業務に必要な資産を購入し、又はリースを受けることをしない。また、発行会社の業務遂行に必要な従業員を雇用しない。
- (7) 資産流動化法、関連諸法令、事務ガイドラインその他の規制を遵守する。
- (8) 本特定社債が全て償還されるまでの間、資産流動化法第 12 条に規定する廃業の届出を行わない。
- (9) 発行会社関連契約の規定を遵守する。
- (10) 発行会社に起因する事由により本特定社債が全て償還されるまでの間に発行会社関連契約が解除された場合又は終了した場合、直ちにその旨を本要項第 24 項に従って公告する。
- (11) 発行会社関連契約に基づき、発行会社関連契約の他の当事者から記録、書類等入手した際には、直ちにその写しを発行会社の本店に備え置き、その営業時間中、本特定社債権者の閲覧に供する(但し、発行会社が、法令又は契約上、本特定社債権者に対して開示することができない場合を除く。)。
- (12) 信託契約における信託財産の管理及び処分に関する重要な事項であるとして、当該事項につき受託者より通知を受けた場合には、直ちにかかる通知の内容を本要項第 24 項に従って公告する(但し、発行会社が、法令又は契約上、本特定社債権者に対して開示することができない場合を除く。)。

21. 期限の利益喪失

- (1) 第1回各号特定社債のいずれかについて本号の次の(イ)から(ハ)までに掲げる事由のいずれかが発生した場合、発行会社は、未償還の本特定社債の全額について当然に期限の利益を失う。発行会社は、当該事由が発生した日(同日を含まない。)から本特定社債の償還及び支払を終える日(同日を含む。)までの間、本特定社債権者に対し、①本特定社債の未償還元本残高に、②1円に年14パーセントを乗じて得られる額に当該経過日数(計算上1ヶ月を30日として取り扱う。)を乗じた上、360で除することにより算出される額(なお、小数点以下14位以下の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)を乗じることにより算出される遅延損害金を支払う(但し、1円未満の端数は切り捨てる。)。遅延損害金の利率は、本要項第4項の定めにかかわらず、年14パーセントとする。なお、期限の利益喪失後は、本特定社債につき、利息は発生せず、遅延損害金のみ発生するものとする。
- (イ) 発行会社がS1号特定社債、S2号特定社債又はS3号特定社債に対する利息の支払を元利金支払日になすことを怠った場合。
- (ロ) 発行会社が本特定社債(本要項を含む。)に規定した約束若しくは合意に違反し(上記(イ)の場合を除く。)、当該違反が治癒不能である場合、又は、当該違反が治癒可能な場合には、当該違反が特定社債管理者に明らかになった日から30日を経過してもなお当該違反が治癒されない場合。
- (ハ) 発行会社について破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他これらに類似する倒産手続開始の申立がなされた場合若しくは発行会社がその債務一般につき支払期日に支払う能力がない旨を書面により自認した場合。
- (ニ) 発行会社の資産の全部若しくは一部について強制執行若しくは保全処分(仮差押・仮処分を含むがこれに限らない)がなされ、かつ当該強制執行若しくは保全処分が30日以内に取下げ又は取消されない場合。
- (ホ) 発行会社によって解散の決議が行われた場合、発行会社の清算若しくは解散を目的とする法律の制定又は管轄裁判所の判決若しくは決定がなされた場合、又は、発行会社若しくは法律上その権限を有する政府機関がかかる目的のために適法な手続をとった場合。
- (ヘ) 発行会社が本特定社債に関連して締結した発行会社関連契約の規定に違反したとき及びその他の事由により発行会社の信用を害する事実が生じたときで、いずれの場合も特定社債管理者が本特定社債の存続を不適當であると認めた場合。
- (2) 本特定社債が前第(1)号に従い期限の利益を喪失した場合には、特定社債管理者は遅滞なくその旨を公告するものとする。
- (3) 発行会社は、本特定社債が本項第(1)号に従い、期限の利益を喪失した場合において、本特定社債の特定社債権者集会の決議によりS1号受益権、S2号受益権及びS3号受益権の全部又は一部その他の発行会社が有する財産を第三者に譲渡することができる。また、発行会社は、本特定社債の総ての特定社債権者集会の決議による承認を得た上で取引契約の内容を各取引契約の関係当

事者との間の合意によって修正することができ、その場合は直ちに格付機関に対して当該修正の内容を書面により通知するものとする。

- (4) 本項の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

22. 買取引受

- (1) 本特定社債の募集及び受付並びに買取引受は、新生証券株式会社を主幹事会社とし、大和証券エスエムビーシー株式会社及びクレディ・スイス証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団がこれを行うものとし、その方法及び手数料その他は別にこれを定める。

23. 特定社債権者集会

- (1) 本要項又は法令において、本特定社債の特定社債権者集会の決議が必要とされる場合には、発行会社又は特定社債管理者は、本特定社債の特定社債権者集会を招集し、決議を行うものとする。本特定社債の特定社債権者集会は、資産流動化法により準用される会社法の適用ある関係規定に従う。
- (2) 本特定社債の特定社債権者集会は、東京都において開催されるものとする。
- (3) 本特定社債の特定社債権者集会のための費用は、発行会社の負担とする。
- (4) 本特定社債の特定社債権者集会は、発行会社又は特定社債管理者が資産流動化法その他の法令に従いこれを招集するものとし、資産流動化法その他の法令に別段の定めがない限り、本特定社債の特定社債権者集会の日の 3 週間前（但し、資産流動化法第 154 条第 1 項に基づく特定社債権者集会の場合には社員総会の会日の 1 か月前）までに特定社債権者集会を招集する旨及び特定社債権者集会の目的である事項を公告する。
- (5) 本特定社債の特定社債総額（償還済みの額を除く。また、発行会社が有する本特定社債の金額はこれに算入しない。）の 10 分の 1 以上にあたる本特定社債を有する本特定社債の特定社債権者は、本特定社債に関する社振法第 118 条において準用する社振法第 86 条に定める書面を発行会社又は特定社債管理者に提示したうえ、本特定社債の特定社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を発行会社又は特定社債管理者に提出して本特定社債の特定社債権者集会の招集を請求することができる。
- (6) 本特定社債の特定社債権者集会の決議事項は、資産流動化法第 129 条第 2 項により準用される会社法第 716 条その他法令の規定に従い本特定社債の特定社債権者集会の決議事項とされる事項とする。
- (7) 本特定社債につき同時又は前後して特定社債権者集会が開催され、各特定社債権者集会において実質的に異なる内容の決議がなされた場合、元本残高が大きい方（S1 号特定社債と S2 号特定社債の特定社債権者集会において同じ決議がなされた場合、S1 号特定社債の元本残高と S2 号特定社債の元本残高の合計額と S3 号特定社債の元本残高のどちらか大きい方）の特定社債権者集会における本特定社債に関する決議が他方の本特定社債の特定社債権者集会に優先するものとする。

24. 公告・通知の方法

本特定社債に関して本特定社債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがある場合を除き、官報に掲載する。但し、公告を行うことに代えて、本特定社債権者に書面にて直接通知をなす場合には、本要項に基づく公告をなす必要がないものとする。また、本要項に基づく公告は、特定社債管理者が本特定社債権者のために必要でないと認めたときは、適用法令の許容する限度において、これを省略することができる。本要項に基づく公告に要する費用は発行会社の負担とする。

25. 振替機関

本特定社債の振替機関は、株式会社証券保管振替機構とする。

26. 関係書類の備置

- (1) 発行会社は、その本店に本受益権譲渡契約、本事務委任契約、本社債管理委託契約及び本要項の各写しを備え置き、その通常の営業時間中一般の閲覧に供する。
- (2) 発行会社は、その本店に資産流動化計画の写しを備え置き、その通常の営業時間中、本特定社債権者の閲覧及び謄写に供する。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

27. 費用の負担

本要項の他の規定により発行会社の負担として規定されている費用のほか、以下に定める費用は発行会社の負担とする。

- ① 本特定社債の発行に関し株式会社証券保管振替機構に支払う費用
- ② 公告の費用
- ③ その他法令又は本要項に別段の定めがある場合を除き、本特定社債に係る一切の費用

28. 本要項の変更

本要項又は本特定社債の修正及び変更並びに発行会社による将来におけるこれらの遵守若しくは過去におけるこれらの不履行の免責は、法令又は資産流動化計画に別段の定めがあるときを除き、各号特定社債権者集会の決議（当該決議に係る裁判所の認可を得るものとする。）又は本特定社債権者全員と発行会社との合意によって行うことができるものとし、裁判所の認可を得た各号特定社債権者集会の決議又は本特定社債権者全員と発行会社との合意は、本要項と一体をなすものとする。

29. 準拠法

本特定社債及び本要項は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

30. 裁判管轄

本特定社債又は本要項に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以 上

(別 紙 1)

定義集

「営業日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日以外の日のうち、法令等により銀行が営業を行うことを制限されていない日をいう。

「格付機関」とは、ムーディーズ・インベスターズ・サービス及びスタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズをいう。

「元利金支払日」とは、本特定社債の元本償還及び利息の支払いがなされる日で、第 1 回目を平成 21 年 2 月 13 日とし、その後毎月 15 日（当該日が営業日でない場合は前営業日）をいう。前営業日にその支払いを繰り上げた場合、かかる支払いの繰上げに関して利息の減額又はその他の支払いの控除は行われぬものとする。最終の元利金支払日は最終償還期日とする。

「業務規程」とは、株式会社証券保管振替機構が定める「社債等に関する業務規程」（その施行規則を含む。）を意味する。

「業務規程等」とは、業務規程、株式会社証券保管振替機構が定める業務処理要領及びその他株式会社証券保管振替機構が定める規則等の総称を意味する。

「交付日」とは、信託契約第 16.01 項第 4 号に規定する交付日をいう。

「最終償還期日」とは平成 58 年 1 月 15 日をいう。

「債務不履行事由」とは、ある法人について、以下のいずれかが発生したことをいう。

1. 当該法人が支払停止又は支払不能に陥った場合
2. 当該法人につき破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始、当該法人を特定債務者とする特定調停手続その他これらに類似する倒産手続の申立て（第三者がかかる申立てをした場合、当該申立てが明らかに申立ての乱用に当たる場合を除く。）があった場合
3. 当該法人が振り出した約束手形若しくは小切手又はその者が引き受けた為替手形につき資金不足を理由とする不渡処分がなされた場合
4. 当該法人につき手形交換所により銀行取引停止処分がなされた場合
5. 当該法人が解散し若しくは解散の決議をした場合又は当該法人等の解散命令の請求があった場合
6. 当該法人が、その営業又は営業用財産の全部又は重要な一部を譲渡する旨の決議をし、又はこれらを譲渡した場合（但し、信託契約又は発行会社関連契約上の義務の履行に悪影響を及ぼす場合に限る。）
7. 当該法人がその営業を停止し又は廃止した場合

8. 当該法人の資産について、強制執行、保全処分（仮処分・仮差押手続を含むがこれに限らない。）又は滞納処分を受けた場合（但し、保全処分については、かかる保全処分の対象となる資産の金額が、当該法人の直近の決算期における監査済み貸借対照表上の純資産の金額の 1 パーセント以下である場合にはこの限りではない。）
9. 主務官庁その他の政府機関により当該法人につき業務停止命令がなされた場合
10. 当該法人が金融機関との間で締結している銀行取引約定書において、期限の利益を喪失した場合
11. 上記 1.ないし 10.各所定の事項と同様又は類似の性質又は効果を有する日本若しくは日本以外の国における事由又は状況が発生した場合

「受託者」とは、みずほ信託銀行株式会社をいう。

「信託契約」とは、株式会社新生銀行及びみずほ信託銀行株式会社との間の平成 20 年 12 月 11 日付住宅ローン債権及び金銭の包括信託契約（受益権譲渡制限特約付）をいう。

「政府機関」とは、日本国における諸官庁及び公的機関をいう。

「取引契約」とは、信託契約及び発行会社関連契約をいう。

「発行会社関連契約」とは、本要項、本特定社債管理委託契約、本キャッシュマネジメント契約、本発行及び支払代理契約、本事務委任契約、本社債引受契約、本計算事務取扱契約及び本受益権譲渡契約をいう。

「引受会社」とは、新生証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社及びクレディ・スイス証券株式会社をいう。

「本キャッシュマネジメント契約」とは、発行会社とみずほ信託銀行株式会社との間における平成 20 年 12 月 11 日付キャッシュマネジメント契約をいう。

「本計算事務取扱契約」とは、発行会社とみずほ信託銀行株式会社との間における平成 20 年 12 月 11 日付ビッグスカイ 2008-1 特定目的会社第 1 回一般担保付 S1 号、S2 号及び S3 号特定社債計算事務取扱契約をいう。

「本件業務開始届出」とは、発行会社が、資産流動化法第 4 条に従って平成 20 年 11 月 18 日に関東財務局長に提出した業務開始届出書をいう。

「本事務委任契約」とは、発行会社と有限会社東京共同会計との間における平成 20 年 11 月 12 日付事務委任契約をいう。

「本社債管理委託契約」とは、発行会社とみずほ信託銀行株式会社との間における平成 20 年 12 月 11 日付ビッグスカイ 2008-1 特定目的会社第 1 回一般担保付 S1 号、S2 号及び S3 号特定社債特定社債管理委託契約をいう。

「本社債関連契約」とは、本要項及び本社債引受契約を総称していう。

「本社債引受契約」とは、発行会社と新生証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社及びクレディ・スイス証券株式会社との間における平成 20 年 12 月 11 日付ビッグスカイ 2008-1 特定目的会社第 1 回一般担保付 S1 号、S2 号及び S3 号特定社債引受契約をいう。

「本受益権譲渡契約」とは、発行会社と株式会社新生銀行との間における平成 20 年 11 月 18 日付受益権譲渡契約をいう。

「本信託受益権」とは、優先受益権をいう。

「本発行及び支払代理契約」とは、発行会社とみずほ信託銀行株式会社との間における平成 20 年 12 月 11 日付ビッグスカイ 2008-1 特定目的会社第 1 回一般担保付 S1 号、S2 号及び S3 号特定社債発行及び支払代理契約をいう。

「本法人」とは、ビッグスカイ有限責任中間法人をいう。但し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）が施行された日以降は、ビッグスカイ一般社団法人をいう。

「優先受益権」とは、S1 号受益権、S2 号受益権及び S3 号受益権を個別に又は総称していう。

「優先受益権元本償還原資」とは、発行会社が、信託契約に基づき、S1 号受益権の元本償還金、S2 号受益権の元本償還金及び S3 号受益権の元本償還金として直前の交付日において受領した金銭をいう。

「優先受益権配当原資」とは、発行会社が、信託契約に基づき、S1 号受益権の配当交付金、S2 号受益権の配当交付金及び S3 号受益権の配当交付金として直前の交付日に受領した金銭、並びに各支払資金受渡期日までに発行会社が信託契約第 6.05 項に基づき受領した SPC 費用にかかる特別配当として受領した金銭をいう。

「S1 号受益権」とは、信託契約第 6.02 項で定める S1 号受益権をいう。

「S2 号受益権」とは、信託契約第 6.02 項で定める S2 号受益権をいう。

「S3 号受益権」とは、信託契約第 6.02 項で定める S3 号受益権をいう。

「SPC 費用」とは、発行会社が信託契約で定める受託者へ通知する費用額（かかる費用の見込み額を含む。）をいい、①公租公課、②発行会社の維持に関する費用（会計士費用、税理士費用、弁護士費用及びその他費用）、③事務委託手数料、④その他の本特定社債に関する期中費用が含まれる。

（以下、余白）